

議会の



9月定例会

議決された議案

- 議案第52号** 令和元年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号** 令和元年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第54号** 令和元年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第55号** 令和元年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第56号** 令和元年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号** 令和元年度鶴田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第58号** 令和元年度鶴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第59号** 令和2年度鶴田町一般会計補正予算（第5号）案
- 議案第60号** 令和2年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第61号** 令和2年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第62号** 鶴田町手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第63号** つがる西北五広域連合の共同処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更について
- 議案第64号** 鶴田町教育委員会委員の任命について
- 議案第65号** 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 請願第1号** 廻堰及び妙堂崎地区の水田冠水防止対策を早急に求める件について
- 追加意見書案第1号** 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案

概要 9月定例会

令和2年第3回鶴田町議定例会が、9月3日から10日までの会期8日間で開かれました。

今定例会では、議案16件について審議が行われ、原案どおり議決（認定7件、可決6件、不採択1件、同意2件）されました。

また、一般会計ならびに令和元年度の特別会計（4～5ページ）の決算が提出され、それぞれ認定されました。

一般質問

9月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

小関 優 議員

所属会派 政優会

① 廃校活用について

（１）小学校を統合する話し合いが始まったのは何年何月か。

（２）水元中央小学校は、売却せず活用することになっています。小学校統合の話合いが始まってから、かなり時間が経過しているため、当然

② 廃校となった小学校の 資料展示について

小学校を統合する際、各小学校から集めた大切な資料をまとめて展示すると伺っております。小学校の統合と同時に展示されると思っておりますが、まだ展示されてい

③ 防災計画について

いようです。いつからどこに展示する予定なのかお知らせください。

各小学校は、周辺住民の避難所としての役割を果たしてまいりました。菖蒲川小学校、胡桃館小学校、梅沢小学校、富士見小学校は売却する予定で、防災計画はどのようになったのかお知らせください。

答弁 町長

初めに、小学校の統合についてですが、町教育委員会では適正集団による教育活動を保障するなど、より充実した教育活動を保障するために学区を再編し、学校の適正配置を推進するため、町内の小学

校を2校に統合する鶴田町立小学校の規模と配置の適正化に関する基本方針を平成25年9月に策定しております。その後、教育環境の変化などを勘案し、平成28年1月には基本方針が見直しされ、町内の小学校を1校に統合することとしております。

次に、旧水元中央小学校の活用についてですが、旧水元中央小学校は平成16年に開校した施設であり、築年数が比較的小さいことから、おおむね良好な状態を保っており、町での利活用を検討してございます。庁内や各種団体への活用意向調査では、図書館や文化センターなどの社会教育施設や防災施設などのアイデアが出ております。

また、今定例会では教育民生常任委員会から旧水元中央小学校の利活用について委員



△3月に完成した新生・鶴田小学校

長報告がありました。6月の議会定例会でも利活用の議論がされたところであり、庁内を参考にしながら、庁内に設置した廃校施設利活用推進委員会で利活用の方法について検討をさせております。利活用の案が出た段階で皆さまにご説明し、ご意見をいただく機会をつくっていきたいと考えております。いずれにしても、活用方法が決まることによって活用の時期も定まってくるものと考えております。

次に、各小学校の資料についてですが、各小学校では閉校の際にそれぞれの小学校ごとに保存する資料等を仕分しておられます。その内容は、校歌が書かれた額縁や校旗、文集やアルバムなどとなっており、それぞれ卒業生や地域の方にとりましては思い出のあるものと思われ、それらの資料は、現在旧水元中央小学校の一室に保管しておりますが、展示の時期や場所につきましては今後施設全体の利活用の方法も含め、検討をしてまいります。

最後に、地域防災計画についてですが、町の地域防災計画は今年3月に改定しております。3月時点では、旧小学校は避難所として位置づけしておりますが、今後の見直しで避難所の指定から外すことになり、また、コロナ禍での避難では密集を避けることも必要となります。これまでは、1人当たり2平方メートルの広さが必要とされておりましたが、感染防止のために区画と区画の間は1ないし2メートル空けることが望ましいとされ、各避難所での収容可能人数は少なくなり、避難所の数と収容可能人数が少なくなることでも不安を訴える方も多くあるかと思いますが、他の自治体への広域避難や廃校施設の売却先との協定により、災害時の避難所としての利用について検討を進めてまいります。

災害時の避難につきましては、避難所へ行くことだけが避難ではなく、安全な場所にある親戚や知人宅に避難することなども避難の選択肢であるということも町民の皆さまに周知するなどして、非常時の対策を進めてまいります。

議員の発言を軽く考えているのか、それとも職員が職務怠慢で進めていないのか、それともトップの指導力がないのか、いずれかなのかなと感じてしまいます。非常に残念でなりません。回答は要りません。

澤田 武彦 議員

所属会派 令明会

①人事管理について

職員の傷病休暇等の実態について、近年町職員の傷病、特に精神疾患による休暇が多いのではないかと町民から聞かれるが、その実態と原因、そして対応はどのようになっているものかお知らせください。

答弁 町長

ここ数年、メンタルに不調を来すなどして体調を崩し、長期の病欠休暇を取る職員が出てきております。過去5年間で7人の職員がうつ病またはうつ状態と診断されております。うつ病の原因については、さまざまな要因があると考えられておりますので、何が原因と一概には言い切れませんが、年々増加する行政需要は複雑

化、高度化してきており、職員に対する負担が大きくなっていることも要因の一つであるものと考えております。

長期の休暇を取った職員には、町の担当者が受診に同行し、かかりつけの医師と話し合いをしながらか、職場復帰に向けた支援を行い、復帰の際には周囲のサポートが重要となることから、町の担当者が職場とも協議し、復帰しやすい環境づくりにも努めております。

町では、専門の医師を招いて職員向けの研修会を昨年1月に開催し、うつ病とはどういう病気か、治療方法や職場復帰への対応など、うつ病への理解を深めております。

また、自治研修所で行われる基本研修でもメンタルヘルスの講座が組み込まれており、職員が心身ともに健康で働くために、ストレスへの対処の仕方や職場におけるメンタルヘルス対策の重要性について学んでおります。

また、労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上いる事業所では、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査、ストレスチェックを実施することが平成27年12月から義務づけられました。労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないように対処したり、ストレスが高い

状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の改善につなげたりすること、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

町でも平成28年から実施し、高ストレス者には医師による面接指導を行ったり、各課ごとに集団分析をし、各課長と班長に分析結果を伝え、職場環境の改善につながるようになっています。メンタル不調者を出さないためには、周囲の人とのコミュニケーションを深め、気軽に話し合える職場づくりが大事だとも言われておりますので、さまざまな取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

(再質問)

ただいまの町長の答弁は、町の対処等も含めて、ある程度理解はできました。

ただ、私はもともと技術職員が少ないと思っております。大きい規模の事業になりますと、当然技術職は必要不可欠ですが少ない以上は事務職員が1人で兼ねるとか、そういう形で何か抱え込んでしまう傾向にもあるのではないかと自分自身考えるところもあります。

また、人事異動の傾向としても、どちらかといえばより多くの事務経験を習得させるために2年あるいは3年ベースで替えていく、それらも関

わってくるのかなと自分でも認識しています。この点でいきますと、例えば人事異動であれば、ある程度個性とか人柄とか、いろいろ経験の強弱もあるでしょうし、それらを見ながら4、5年のベースでもいいかもしれません。ただ特に少ない技術職員という点であれば、現状打開として年度1回の共通募集という形で職員の採用手続をしていませうけれども、技術職は例えば年度内随時というか、通年型の募集もありかなと思うので、その点について、まず総務課長、いかがお考えでしょうか。また、町長も何かあれば伺いたいと思います。

答弁 総務課長

まず、技術職員の不足でございませうけれども、技術職員に付しましては現在土木技師が若手2人しかいませう。それともまだ経験が少ないということ、研修等を重ねて、育てていかなければいけないというふうな状況でございませう。また、建築の技師につきましては、



△役場職員向けの研修会

ここ数年、募集はしておりますけれども、なかなか応募する人がいない。民間のほうは景気が良いということ、そのなかのほうにばかり流れていくのかなと感じております。その技術職員の不足を補うために、社会人枠の募集についても今後検討していくという点にはしておりますが、民間のほうでも技術職員につきましては引張りだこという状況でありますので、なかなか集めるのは難しいのかなと考えております。ただ、採用の機会につきましては今後増やすようにしていきたいと

思っております。それから、人事異動につきましては、新採用職員につきましてはおおむね3年をめどに異動させるということを基本としております。ただ、いろいろ業務が複雑化してきている中で、その業務に精通したスペシャリストという職員も必要になってきているという現状でございませうので、そこは、適性を見ながら、その業務に精通したスペシャリストも育てていくように配置していきたいと考えております。

(再々質問)

職員を率いるのはやっぱり町長でございませう。いろいろな意味でまちづくり計画に沿った形で先端技術等も学ばせたいか、ぜひ若い職員には積極的に県外、あるいは必要によつては外国でもいいです、それぐらいのやっぱり国際的な水準、レベルの研修も含めて職員の育成をしていただけたらいいと思います。答弁は要りませう。

議会の傍聴について

～新型コロナウイルス感染症の感染防止のために～

鶴田町議会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、以下のことを傍聴される皆さまにお願いいたします。

- ①受付時に、発熱やせき等の症状があるかどうかを確認し、症状がある場合には傍聴をご遠慮いただきます。
- ②行動履歴（感染拡大地域への移動等）の確認をさせていただきます。
- ③検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用をお願いします（消毒液は設置しています）。

～本会議の傍聴席について～

傍聴席は、席の間隔を設け、定員を13人といたします。定員を超えた場合は、国際交流会館2階の202会議室に設置しているテレビでご覧いただきます。

■問い合わせ先

鶴田町議会事務局

TEL：0173（22）2111（内線320・321）

町議会の仕組みについて

私たちの鶴田町を、快適で住み良いまちにするにはどうしたらよいか。それを決めるには、町民の話し合いで進めていくのが理想です。でも、町民みんなで集まって話し合うのは大変です。

そこで、18歳以上の鶴田町民が選挙をして、私たちの代表を選んで、話し合うことにしているのです。その代表者を「町議会議員」、その町議会議員の集まりを「町議会」といいます。

町民・町議会・町長の関係

◆町民

町議会に対して…選挙で議員を選ぶ
町議会に対して…意見や要望を伝える

町長に対して…選挙で町長を選ぶ

◆町議会

町民に対して…町民の声を聞く

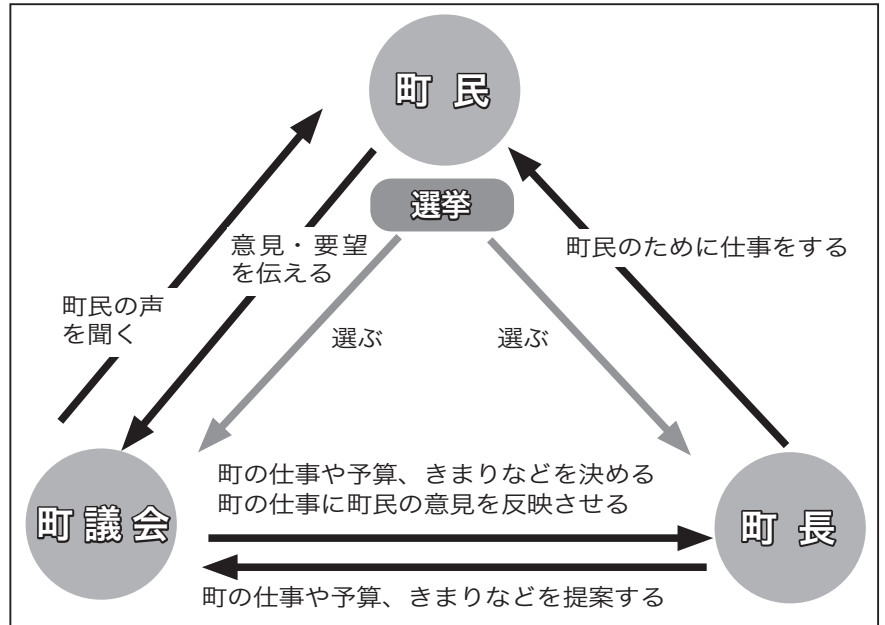
町長に対して…町の仕事や予算、きまりなどを決める

町長に対して…町の仕事に町民の意見を反映させる

◆町長

町民に対して…町民のために仕事をする

町議会に対して…町の仕事や予算、きまりなどを提案する



町議会の仕事

町議会の一般的な仕事は、町民の意思を反映させながら、町民の生活のいろいろな問題について話し合い、どう町政（町の仕事）を進めていくかを決めることです。

町議会の決めた町政の進め方を守って実際に仕事をするのが「執行機関」で、町長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会などがあります。

「町議会」と町長などの「執行機関」は、独立した対等の立場で、お互いに尊重し協力しながら、町民の生活向上のために活動しています。

▶町議会議員

町議会議員になれる人は、25歳以上の町民です。町議会議員を選挙することができる人は、18歳以上の町民です。

町議会議員の選挙は、通常4年ごとに行われ、鶴田町では12名の議員が選ばれます。

議決権

町議会の最も基本的な仕事です。町政（町の仕事）に関わる次のような重要な案件を町長が提案することに基づいて、決めることをいいます。

- ①町の法律とも言うべき条例を定めたり、改正したりすること。
- ②町の予算を決めたり、決算を認定したりすること。
- ③町の税金・使用料・手数料などを決めること。
- ④一定の金額以上の工事や物件等の購入契約を決定すること。

選挙・同意権

町議会の議長や副議長および選挙管理委員などを選挙したり、副町長・監査委員および教育委員などの選任に対し同意をすること。

調査・検査権

町政が町民の期待通り適正に行われているかを調べるため、町の事務の検査をしたり監査委員に監査を求めたりします。

請願・陳情の受理権

町民から出される要望を請願書・陳情書という文書で受理し、議会として採択・不採択の意思決定をします。